

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	公衆衛生	産業廃棄物管理票写しの送付期限の緩和	<p>【具体的内容】 産業廃棄物の運搬受託者かつ処分受託者である業者について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の排出事業者への送付期限を延長すべきである。 【提案理由】 産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者は、当該運搬、処分が終了した日から、それぞれ10日以内に産業廃棄物管理票を排出事業者(管理票交付者)に送付しなければならない。そのため、運搬と処分の両方を受託する業者は、処分には一定の時間を要する関係上、2回に分けて管理票を送付せざるを得ない状態となっている。 加えて、処理業者には、一般的に月に1度請求書を送付する事務も発生している。したがって、運搬と処分の両方を受託する業者は、同じ排出事業者に対し、月に3度書類等を郵送する事態が生じる場合がある。しかし、法遵守のためこれを別々に行うとは非常に煩雑で非効率な作業であり管理も困難で、事業者側も処理業者側も大きな事務負担となっている。 本期限は、排出事業者が廃棄物の適正処理が行われたことを速やかに確認するための制度であるが、運搬と処分の両方を受託する業者については、運搬終了後の管理票を、処分終了後の管理票と同時に送付することも認められ、排出事業者が処理施設をうまく回らなければならず、また、運搬終了後の管理票の送付がなくても、処理業者が廃棄物を処理中であることは明らかであり適正処理を担保することはできる。 こうした制度が認められれば、マニフェスト返却等の事務をまとめて行うことが可能となり、処理業者のみならず受取る側の事業者にとっても事務作業の軽減につながる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者は、当該運搬又は処分を終了した日から10日以内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならないこととされています。	対応不可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3	産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保するためのものです。そのため、排出事業者が、委託した廃棄物の処理が適正に行われていることを、収集運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、逐次把握することができるよう、廃棄物の処理(収集運搬・処分)を受託した者は、当該処理(収集運搬・処分)が終了した際には10日以内にマニフェストの写しを管理票交付者に送付することを義務付けております。仮に収集運搬と処分を同一の業者が受託する場合であっても、それぞれの段階が完了した時点で速やかに管理票を送付することがマニフェスト制度の目的とするところであり、個々の送付期限を越えてマニフェストの写しをまとめて送付することは、こうした制度の趣旨に反するものであることから、御要望にお応えすることは困難です。
2	3月22日	5月2日	5月31日	公衆衛生	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法上の許可申請手続について、電子化を進めるべきである。 【提案理由】 廃棄物処理法ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行うとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事に対し、個々に行わなければならないが、膨大な事務処理が必要とされている。 全国的な情報システムを構築し、事業者がインターネットを活用することにより、複数の都道府県に対して申請手続を一括して行うことができれば、事務負担の大きな軽減につながる。 なお、一昨年の政府回答では、「電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化を図ることが優先である」と指摘されているが、電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能であり、並行して進めるべき課題である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	現行制度では、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えることはなっておりません。	検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条	廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可申請手続の電子化等について、平成18年度から、排出事業者、廃棄物処理事業者や地方公共団体の意見を踏まえ検討を行った結果、許可申請手続の簡素化の手段として、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとして行われ、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化(廃棄物処理法上、許可申請には許可申請書及び添付書類が必要であり、申請書については、ほとんどの自治体において環境省令で定める様式が使用されているが、一方で、添付書類については、自治体によって、法定の書類に加えて別の書類を求めている場合があるなど、統一化が進んでいない状況にある。)を図ることが優先であるとの結論が得られたところです。 御指摘の「電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能」との点も含め、将来的な許可申請の在り方として電子化をどのように考えるか、検討の余地はあると考えますが、検討にあたっては上記関係省等と十分に議論する必要があることから、現時点で具体的な方向性や実施時期をお示しすることは困難です。
3	3月22日	5月2日	7月31日	公衆衛生	食品衛生管理者資格認定講習会の受講の容易化(受講機会の拡充)	<p>【具体的内容】 食品衛生管理者資格認定講習会をより容易に受講できるよう、開催場所・開催頻度の増加や通信講習の実施等を検討すべきである。 【提案理由】 製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置くことが義務付けられている。食品衛生管理者の取得要件として、食品安全衛生法第48条第6項第1から3号のいずれにも該当しない場合は、高等学校卒業相当の者で食品衛生管理者の設置が義務付けられている業種の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、食品衛生管理者の資格認定講習会の課程を修了した者でなければならない。資格認定講習会は、講習会の開催の都度、講習会を開催しようとする者からの申請により、厚生労働大臣が登録したうえで、実施される。しかし、講習会の近年の開催実績によると、その開催頻度は低く、開催場所も少ない(平成23年度:1回(於大阪)、平成22年度:1回(於東京)、平成19年度:1回(於東京))。また、講習会の開催期間が長く(通常約40日間)、遠方から講習会に参加する受講者にとっては、滞在費を含め、負担は大きい。東京・大阪に加えそれ以外の地域でも講習会を開催することにより、受講者の負担軽減を図るべきである。また、一般共通科目(現在は慶学のみ)は実習を要さない科目に限りオンライン等での受講を認めることも、受講者の負担軽減に資すると考えられる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省	食品衛生法上、製造・加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品・添加物で食品衛生法施行令で定めるものの製造・加工を行う営業者は、その製造・加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を置かなければならないとされています。食品衛生管理者の資格要件としては、食品衛生法上、医師や獣医師等のほか、「食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者」が規定されています。	検討	食品衛生法第48条	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を図る。また、講習会科目については、全国3カ所所程度の実施、専門科目については、複数回実施できるよう検討し、調整でき次第速やかに実施してまいります。
4	5月15日	6月6日	7月31日	公衆衛生	屋外で飲食物を提供するイベントなどの広域開催を容易にするための食品営業許可基準の弾力的運用	<p>にぎわい創出と地域資源PRのため屋外で飲食物を提供する臨時イベントなどの開催にあたっては、食品衛生法による臨時営業の許可等が必要となるが、食品の品目によって販売できる地域とできない地域があるほか、露店の設備要件も都道府県の条例によって異なるケースがある。広域に開催する場合や全園持ち回りで開催する場合には支援が生じているため、こうした臨時イベントの開催において、関係都道府県間で適切な調整が図られるよう、許可基準を弾力的に運用できるガイドラインを明示すること。</p>	日本商工会議	厚生労働省	食品衛生法第51条の規定により、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設については、都道府県等が、条例で、業種別に営業施設の基準を定めることとされており、上記政令に規定する営業を営もうとする場合は、同法52条第1項の規定により、都道府県の許可を必要とします。また、同法52条第3項の規定により、都道府県は営業の許可に当たって必要な条件を付けることができます。なお、政令に規定している営業以外の業種についても、都道府県は条例で独自に営業許可の対象とすることができます。	その他	食品衛生法	食品衛生法では、飲食店営業等その他公衆衛生に影響の著しい営業の営業許可に係る要件については都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることになっており、国として一律のルールとすることは困難です。 厚生労働省としては、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)により、複数の地域にまたがって営業を行う営業者について、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、営業許可手続の簡素化が図られるよう努めることとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	6月3日	7月11日	8月30日	公衆衛生		<p>現在、道路にゴミステーションの設置は認められていないが、条件付きで、設置を認めてほしい。その理由は、今や、ゴミステーションは、生活インフラといっても過言ではない。現在、道路に設置できるモノは、道路法第3節 道路の占有の第32条に掲げている第1項第7項で、その中にゴミステーションが入っていないため、道路管理者においても、設置が許可できない状況。現在では、伸縮式のゴミステーションも数多く開発、発売されているにも関わらず、いずれの道路管理者でも、許可を下していないのが、現状。現状、カラスや猫、犬などの鳥獣被害が多く、いずれの町内会でも大変困っている。もちろん、提案者も、いずれの道路にも、また、いずれのゴミステーションも許可してほしいと、言っているわけではなく、一定の条件を課して、許可が可能になるような政令を作してほしいと希望するもの。たとえば、設置後の道路の幅員が、歩道の場合、何メートル、一般道路の場合、何メートルの幅員が確保できれば、許可できるかと、ごみの日以外は、何センチまで伸縮できるとかいう、条件付きでいいと思っている。広島市の場合はこの第32条の対象工作物または物件に記載がないものは、一切、道路の設置ができない、と言っている。交通に邪魔にならない場所、地域においては、無許可で、堂々と設置している状況。無届、無許可で設置しても、道路管理者では、撤去命令を出すわけでもなく、指導管理もやっていない。道路に、バイクや自転車を駐輪すれば、罰金や強制移動するが、ゴミ箱は、全然おとがめなしの不法状態。これでは、何か、矛盾を感じる。ちゃんとした、条件を付して、許可をだすような政令ができれば、違法な設置には罰金なり、強制撤去も可能になる。今の広島市では、設置申請をすれば許可ができないので、無届で、歩道や一般道路に堂々と、設置しているのが数多くある。広島市の道路管理課に掛け合っても、法律にゴミステーションの物件、工作物の記載がない以上、どうすることもできない、との返答。法改正は、難しいと思われるが、政令として、条件付きでゴミステーションの物件または工作物を第32条に記載をお願いしたい。</p>	民間企業	国土交通省	<p>一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。</p>	現行制度下で対応可能	道路法第32条、第33条	<p>ご提案のゴミステーションについては、道路法第32条第1項第1号に掲げる「その他これらに類する工作物」に該当し、道路法第33条第1項の基準を満たせば、現在においても占有が可能である。なお、道路管理者による道路占有許可に当たっては、道路を占有しようとする物件が道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼすことのないよう、個別に判断する必要があります。</p>